

船舶インシデント調査報告書

平成30年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（電源喪失）
発生日時	平成30年3月22日 08時51分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港潮見ふ頭南方沖 名港東大橋橋梁 ^{リョウ} 灯（C1灯）から真方位207°650m付近 （概位 北緯35°02.9′ 東経136°52.5′）
インシデントの概要	自動車運搬船ふがく丸は、出航中、電源が喪失（ブラックアウト）して主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年3月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	自動車運搬船 ふがく丸、11,573トン 134440、株式会社フジトランスコーポレーション、鹿児島船舶株式会社（船舶管理会社）
乗組員等に関する情報	機関長、二級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか11人が乗り組み、潮見ふ頭BQ2岸壁沖を出航中、電源が喪失して主機が停止した。</p> <p>本船は、その後、発電機を起動して主機を始動し、タグボート2隻の支援を受けて、潮見ふ頭Q2岸壁に着岸した。</p> <p>本船は、着岸後、船舶管理会社の担当者が点検したところ、船体の振動より「スターンスラストのモータの電線を結線する圧縮端子」（以下「本件端子」という。）が破断したことが認められた。</p> <p>船舶管理会社の担当者は、本件端子が破断したので欠相し、単相運転となったことで過大電流が流れ、スターンスラストの過負荷保護装置が作動して負荷が遮断し、発電機が負荷の変動に追従できずに過回転となり、過速度保護装置が作動して電源が喪失したものと推定した。</p>
分析	本船は、出航中、船体の振動により、本件端子が破断したことから、単相運転となって過大電流が流れ、スターンスラストの過負荷保護装置が作動し、発電機が負荷の変動に追従できずに過回転となり、過速度保護装置が作動して電源が喪失し、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、出航中、船体の振動により、本件端子が破断したため、単相運転となって過大電流が流れ、スターンスラ

	<p>タの過負荷保護装置が作動し、発電機が負荷の変動に追従できずに過回転となり、過速度保護装置が作動して電源が喪失し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・スラストのモータの電線を結線する圧縮端子については、定期的に点検を行うこと。